

電磁的記録の公開及び開示の方法について

町田市情報公開条例（平成元年3月町田市条例第4号）第12条に基づく公文書の公開及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条に基づく保有個人情報の開示のうち、電磁的記録に関する公開及び開示の実施方法は、次のとおりとする。

第1 電磁的記録（第2に規定するものを除く。）については、次のいずれかの方法により公開又は開示を行う。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に印刷したものの閲覧
- (2) 当該電磁的記録を用紙に印刷したものの交付
- (3) 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付（当該電磁的記録の全部の公開若しくは開示を行う場合又は非公開情報若しくは不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合に限る。）

第2 音声、動画その他専用の機器を用いて再生する必要がある電磁的記録については、次のいずれかの方法により公開又は開示を行う。

- (1) 当該電磁的記録を専用の機器により再生したものの聴取又は視聴
- (2) 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付（当該電磁的記録の全部の公開若しくは開示を行う場合又は非公開情報若しくは不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合に限る。）